

学術創成セミナー	31
シンポジウム	32
国際ワークショップ	33
講演会	35
部会研究会	35
調査旅行記	37
活動記録	38
編集後記	38



科学研究費補助金・学術創成研究費

## ポスト構造改革における 市場と社会の新たな秩序形成

—自由と共同性の法システム—

科学研究費補助金・学術創成研究費  
(平成 19 年度～平成 23 年度)  
研究課題番号 19GS0103

### 学術創成セミナー

#### 平成 20 年度 第 2 回学術創成セミナー

#### コーポレート・ガバナンスにおける規範形成

研究分担者 齊藤 真紀  
京都大学大学院法学研究科准教授

日 時：平成 20 年 7 月 30 日 (水) 14:00～16:00  
場 所：京都大学法経本館 4 階 大会議室



【概要】本報告は、コーポレート・ガバナンスにおける規範形成の多様性を論じるものである。

まず、コーポレート・ガバナンスを論じるにあたっては、組織法と資本市場との関係に留意すべきことが指摘された。従来、コーポレート・ガバナンスは「支配と所有の分離を前提として経営者の監督を行うシステム」であるとの理解が一般的である。大陸法の伝統的な会社法

学は経営者の監督問題を会社内部の仕組みに限定して論じていたが、英米法では、企業とその環境、とりわけ資本市場との法的・事実的關係をも視野に入れた議論が展開されていた。そこで、暫定的な定義としては、「市場秩序の存在も視野に入れた上場会社の規律」と考え、ソフト・ローや機関投資家の活動を通して形成される規範をも視野に入れた多様な規範形成を強調する。

次に、具体例として、ニッポン放送対ライブドア事件の高裁決定並びにこれを受けた企業価値研究会報告書(平成 17 年版)・買収防衛策に関する指針、及びこれらを素材とした Milhaupt & Pistor の分析(Curtis J. Milhaupt & Katharina Pistor, Law and Capitalism: what corporate crises reveal about legal systems and economic development around the world, The University of Chicago Press, 2008) が紹介された。日本では、買収防衛策の発動を原則として認めない英国シティ・コード型ではなく、これを認める米国デラウェア州法型の買収防衛策が選択され、将来的には個々の関係者が自らの利益を追求する結果、日本独自の規範の均衡点を発見するに至るのではないかと、いうのである。

つづいて、コーポレート・ガバナンスを巡る関心の共通の土俵として、会社の活動、国家が会社の規律に関心を有して来たこと、経路依存性のために常に外国の法移植との緊張が存するものの、会社運営の主要問題は共通していること、私人・民間団体によるルール・メイキングおよびエンフォースメントの類型などが論じられた。ここでは、とりわけ、従うことは強制しないが、従わない場合には理由の開示を求めるという comply or explain の手法が取り上げられた。

さらに、会社運営の規律の役割として、会社内部の経営者に対する監督スキーム、経営者と出資者の権限分配、開示規制、企業買収法制、機関投資家の行為規範と株主権の濫用、市場仲介者の役割とその規制といった諸論点が挙げられた。

最後に、市場指向型のコーポレート・ガバナンス論が主流にな

りつつあり、我が国においても会社法の強行法規性が揺らぎつつあること、我が国における会社法にかかる規範形成は利害調整型であることなどが論じられた。

質疑応答では、経産省の指針が策定されるに至った背景、米国ビジネス・ジャッジメント・ルールと日本における経営判断原則との異同、私人・民間団体のエンフォースメントの多様性、多様な状況下で商法学の果たすべき役割などについて活発な議論が行われた。

\* \* \*

#### 平成 20 年度 第 3 回学術創成セミナー

#### 〈正義／ケア〉の対比から見えるもの

研究分担者 服部 高宏  
京都大学大学院法学研究科教授

日 時：平成 20 年 11 月 7 日 (金) 14:00～16:00  
場 所：京都大学法経本館 4 階 第 1 演習室

【概要】正義の思考とは、予め定立された一般的な準則を個別具体的な事案に適用することにより、紛争の事後的な適正処理を目指す思考であり、それは利害関係者のいずれに偏することもなく、一般的な原理に根拠付けられるという意味で合理的な決定を行おうとするものである。他方、ケアの倫理とは、理性的な判断が排除しようとする感情や情緒をむしろ重んじるものであって、普遍的・抽象的原理の適用よりも個別具体的状況への定位を基礎とし、階層的に配置された諸原理よりも直感的な道徳的理想に基づき、結論の論理的導出よりも他者との関係の形成や維持に配慮した思考をするものである。法はその本質上、正義の思考を基本とするが、福祉国家をはじめとする国家の作動方式(要するに、社会的・経済的弱者を類型化して法的なカテゴリーに仕上げ、それに該当する人々に対し国や自治体が金銭やサービスの給付を行うというやり方)もまた、正義の思考に依拠するのが通例である。だから、法についても国家についても、それが基本的に依拠する正義の思考(その本質は「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように扱え」という形式的正義にある)からすると、「えこひいき」や「ただ乗り」が不当であること明らかではあるが、その反面、人と人との特殊な関係や、自然な感情に基づく思いやり・気づかい・愛情といったものに配慮を払うことは、その性格上たいへん苦手なのである。福祉国家においては、正義の普遍主義の特徴が共有されている一方で、その代償として、法的カテゴリーの網にかからない個別的特殊な人間関係は意識的に考慮から除外されやすい。人と人とのつながりは、少なくとも促されることはないであろうから、たとえ身寄りのないお年寄りが隣家で一人暮らしをしていますが、福祉国家の下では可能になるし、実際にもよく起こる。以上の対比をふまえて、本学術創成研究の課題との関連でこれが何を意味をする



かという、要するに、ポスト構造改革の時代にあつて、かかるケアの思考の意義に改めて注目すべきではないか、その原点に戻りつつ福祉国家の再編を図るべきではないか、というのが報告者の基本的な見方である。しかし問題は、そもそも個別具体的な状況のなかで行われるケアの思考をどのように制度化するかであり、そもそもケアという制度化になじまないものについての制度化を論じるのであるから、この問題はなおのこと難しい。これについては、パターンリズムとケアとを関連づける見解や、他者のケアへの跳躍を可能にする人の正義感覚に注目する立場など、種々のアプローチが提唱されているようだが、報告者としては、とりわけケアを職務とする専門職の主体的な倫理に着目し、適切な専門職倫理・組織倫理の在り方が実現できるよう、それを間接的に支援する法との関係において、法と倫理と適切なコラボレーションを図ることが重要ではないか、というのがさしあたりの見通しである。かような報告に対して、福祉国家の捉え方が不十分ではないかとか、正義と対比されるケアとは何なのか、今後の見通しに具体性が欠けるのではないか、といった点につき活発な意見交換が行われた。

\* \* \*

## 平成20年度 第4回学術創成セミナー

### 横領罪の諸問題

研究分担者 高山 佳奈子  
京都大学大学院法学研究科教授

日時：平成20年12月11日（木）15:00～17:00  
場所：京都大学法経本館4階 第2演習室



【概要】本報告は、刑法の保護すべき客体として情報が重要となってきた現状において、財物罪のような「古風な」犯罪を拡張することでこの客体を保護しようとする立法・解釈の傾向に対し、これに歯止めをかける原理を明らかにするべきであるという立場から、横領罪に関する近年の議論について検討を行うものである。第一に、横領罪の拡張をめぐる議論があり、①土地の利用権をもつ者の行為が横領罪となるか不動産侵害罪となるか、②「横領後の横領」は可能か、③単に情報媒体を持ち続けることを営業秘密の不正利用として処罰するべきかが問題となっているとされた。第二に、歴史的に、横領罪の成立には、財物を利用するだけでなく消費することが必要であると考えられていたこと、また、ドイツにおけると異なり、日本では不動産も横領罪の客体となると考えられてきたことが指摘された。第三に、問題に対する考察として、委託の趣旨からはみ出る利用・処分を横領罪として処罰するのではなく、ある程度は民事的解決に委ねることも考えられること、また、同一客体に対する行為は複数であってもひとつの横領罪をなす行為と解すべきであるとされた。第四に、初めに挙げた諸問題について論じられ、①「横領後の横領」については、一方で、横領をなす行為はある時点で終了するものとするべきであり、この行為について時効が成立すれば事後行為は処罰され得ない、他方で、行為が複数の行為から成る場合、既遂時期と終了時期が問題となるのであって、その際、価値の全てが侵害されていないときには横領罪ではなく背任罪と考えるべきである、②日本では不動産も横領罪の客体とするのが合理的であるが、この問題を考える際には民事法上の解決が整備されているかどうか併せて考慮すべきである、③営業秘密の保護については、処罰のためには単なる不作為ではなく、偽り又は不正の行為が必要である、といった点が述べられた。

質疑応答では、①刑罰的処罰の是非を民事的解決の整備状況と関連させて考慮するならば、例えば「所有権侵害」といった概念が刑法と民法で一致する必要はないかという質問に

対し、刑法は処罰という重い効果をもたらすものであるため、民法上侵害があると考えられる場合であっても、刑法で処罰することは適切ではないという答えがなされた。②刑法で「占有」などの概念が問題になる理由は何かという質問に対しては、刑法では権利侵害の軽重との関係で論じられているわけではないという会場の意見を踏まえ、電磁的情報の記録において媒体の概念が重要になるのは、電磁的媒体に記録した方が一度に大きな被害が生じるという考え方があるのかもしれないとされた。③ある法益を保護するのに民事的手段と刑事的手段のどちらが有効かは行為によって異なるのではないかという見解に対し、立証の困難などから、刑事的手段が有効な場合は必ずしも多くはないのではないかと答えがなされた。

## シンポジウム

### ポスト構造改革の市民権と市民社会

日時：平成20年7月26日（土）13:30～17:30

場所：京都大学法経本館4階 大会議室

報告者：川崎 修 氏（立教大学法学部教授）

杉田 敦 氏（法政大学法学部教授）

遠藤 乾 氏（北海道大学法学部・公共政策大学院教授）

【概要】グローバル化の動きの中で、シティズンシップの意味が問い直されている。ここで問われている問題は、国籍に伴いどのような権利が保障されるのかということではなく、そもそも国境線はどのように引かれるべきか、また、国境線が引かれた場合、そこで排除された人々、例えば難民がどのような扱いを受けるのかという法制度を超えた問題である。本シンポジウムでは、このような問題について最近の理論的動向と現実の変化を視野に入れつつ政治学的な見地から多面的な議論が展開された。



川崎報告においては、そもそもシティズンシップが政治思想的にどのように議論されてきたのかという問題について、アーレントに即して再考された。まず、シティズンシップが問題となる局面を、①自由主義的シティズンシップ、②共和主義的シティズンシップ、③ナショナリティとシティズンシップ、④シティズンシップの多重性という4つに分けて、とりわけ②と③との関係でアーレントにおけるシティズンシップ論が紹介検討され、アーレントのいう「権利をもつ権利」という概念、すなわち、言論の自由、財産権、社会権などの権利を請求できる根拠となるものの重要性が指摘された。

杉田報告においては、国境線の再強化という現象を前提に、政治哲学の最近の動向が紹介検討された。国境線の再強化が短期的には不可避であることを認めつつも、長期的には、その維持可能性を含め、多くの問題を孕んだものである点が指摘された。一方で、国境線の存在を軽視してグローバルな正義を追求し財の移転を要請する立場、他方で、国境線の存在を重視して国内における格差を正に焦点をあてる立場、これら両極の立場を退けつつ、国境線を超えて人が移動していくことを積極的に評価する可能性が探求された。この文脈で、経済難民と政治難民を峻別する従来の政策がナショナルな、恣意的境界線管理であることが指摘され、その無根拠性を突き詰めることによって境界が相対化される可能性が示唆された。

遠藤報告においては、EU においてシティズンシップがどのように取り扱われているのかが、紹介・検討された。まず、EU においても、国家市民権が解体しているわけではない、あるいはむしろ再





ショナル化しているという基本線が確認された後に、しかし、そのような基本のラインを薄めるような動き、例えばアイルランドのように、EU 市民として他の加盟国が自国内選挙に参加することを認めるというような事態も同時に観察できるとされた。また、EU 市民と非 EU 市民との関係においても、部分的な平等化措置が欧州司法裁判所から命じられているというように、境界線が画然と分けられているわけではない点が指摘された。

シンポジウム参加者からも多様な質問がよせられ、シティズンシップの多重性と従来型連邦制との関係はどのようなものか、社会学者市野川によって提起された避難民・流難民・耐難民という新しい難民概念のなかで耐難民という考えはどのように評価されるべきか、EU と EU 外の間にある周縁的な部分をどのように対象化していけばよいのか、シティズンシップの複雑な意義を捉えようとするヘテラルキカルな市民権とは何かなどのテーマが議論された。

## 国際ワークショップ

### 平成 20 年度 第 2 回国際ワークショップ

#### キャス・R・サンスティーン教授 レクチャー・セミナー

##### <司法ミニマリズムを超えて Beyond Judicial Minimalism>

日 時：平成 20 年 6 月 7 日 (土) 14:00~17:30

場 所：青山学院大学青山キャンパス総研ビル第 19 会議室

日 時：平成 20 年 6 月 8 日 (日) 14:00~17:00

場 所：南山大学名古屋キャンパス J 棟 1 階特別合同研究室

##### <リバタリアン・パターナリズム Libertarian Paternalism>

日 時：平成 20 年 6 月 9 日 (月) 14:00~17:00

場 所：京都大学 百周年時計台記念館 2 階国際交流ホールⅢ

【概要】現代の米国を代表する憲法学者・法理論家の一人で、今般大統領となったバラク・オバマ氏の長年のアドバイザーであったことでも知られるキャス・サンスティーン教授(シカゴ大学ロースクール(その後、ハーバード大学に移籍))を初めて日本にお迎えし、東京・名古屋では「司法ミニマリズムを超えて」のテーマで講演会およびセミナーを、また京都では「リバタリアン・パターナリズム」のテーマでセミナーを、それぞれ開催した。

本学術創成研究は、そもそもの研究目的からして、市場機能の整備・強化と並びインフォーマルな秩序づけや規制主体の多元化に着目する試みとして、サンスティーン教授の理論に大いに注目してきた。それゆえ、本プロジェクト開始 2 年目にしてサンスティーン教授をお迎えできたことは、我々にとって望外の喜びであり、このニューズレターでも紹介した何回かの準備研究会を行った上で、講演会およびセミナーの開催に臨んだ。

なお、この企画は、日本法哲学会、法哲学・社会哲学国際学会連合日本支部等との共同開催によるものであり、本学術創成研究は、東京での講演会を後援、名古屋・京都でのセミナーを主催した。サンスティーン教授の講演に対し、東京では、宇佐美誠(東京工業大学)、長谷部恭男(東京大学)の各氏、名古屋では、大屋雄裕(名古屋大学)、瀧川裕英(大阪市立大学)、大森秀臣(岡山大学)、松尾陽(京都大学法学研究科研究員(科学研究))の各氏がそれぞれコメントされた。また、京都では、鈴木興太郎(早稲田大学)、嶋津格(千葉大学)、森村進(一橋大学) 亀本洋(京都大学)の各氏がコメントを寄せられた。

なお、サンスティーン教授の招聘にあたっては、法哲学・社会哲学国際学会連合(IVR) 副理事長で、IVR 日本支部の側で本企画の組織委員長を務められた森際康友教授(名古屋大学大学院法学研究科)に多大のご尽力をいただいた。記して感謝申し上げる。

東京での講演会および名古屋でのセミナーでテーマとなった「司法ミニマリズム」とは、サンスティーン教授が主に米国の連邦最高裁の近時の憲法判例を記述し正当化するために主張してきた理論であり、そこでは、裁判所・裁判官が法的判断を行うときに取り扱う問題を広く扱わないこと(判決の狭さ)と判決を理論的に深く正当化することを控えること(判決の浅さ)が、民主政の促進、裁判所の能力の限界、相互尊重などの点で有用であると主張される。米国では 1990 年代半ばから司法ミニマリズムの記述としての正しさや規範的な妥当性が問題にされ、2000 年代に入ってもその意義と限界を問う議論が続いている。

東京においては、その理論の有用性を評価しつつも、不完全な理論化された合意に完全な正当化が必要か否か、司法ミニマリズムの戦略の一つである類比的推論には深い理論が必要なのではないかというコメントがなされたところ、サンスティーン教授は、犬の「犬性」を知るために深い理論は必要ではないことを例示しつつ、かかる場合にも完全な正当化は必要ではないと応答した。

名古屋でのセミナーにおいて、サンスティーン教授は、まず、4 人からのコメントに対する全般的な応答として、ミニマリズム(実例：合衆国、ハンガリー)をそれ以外の謙抑主義(実例：キューバ、英国)や完全主義(実例：ナチス期のドイツ、南アフリカ)と対比することで、その比較法的位置を明らかにし、その上で、ミニマリズムは普遍的に妥当するものではなく、一定の制度を前提にするものであると説いた。また、個別のコメントへの返答として、解釈を経ないルール理解が可能であること、日本のような裁判官のキャリア・システムが採用されている国家についてもミニマリズムが妥当しうること、ミニマリズムに徹しても民主政を促進する可能性があること、司法ミニマリズムは立法への信頼と司法への不信という前提に依拠していないこと、不完全な理論化戦略は理由付与を否定するのではなくその理由の性質(理由の浅さ)に関わること、司法ミニマリズムから議会主権を採用しないこと、などを指摘した。他方、司法ミニマリズムの基底となる価値がどうあるべきかに関しては、サンスティーン教授自身それが十分に示せていないという課題があることを認めた。

他方、京都で行われたセミナーでは「リバタリアン・パターナリズム」がテーマとされたが、このリバタリアン・パターナリズムというのは、選択を阻むのではなく、むしろ選択の自由を認めつつ、厚生を促進する方向へと人々を誘導するための戦略である。それは、大きな政府か小さな政府かという二者択一ではなく、よりよい統治のあり方を探求する試みであるとも言える。サンスティーン教授によると、人々は明確で安定した十分に整序された選好を欠いており、デフォルト・ルールが人々の選択に影響を与えることは免れられず、また国家がデフォルト・ルールを設定することもさげられない。それゆえ、パターナリズムを回避することは不可能であり、だからこそ、よりよきパターナリズム、すなわちリバタリアン・パターナリズムという方向性を探求する必要があるのである。近著 *Nudge* 等の中で最近提唱されたばかりのこの見解は、米国でも話題になっており、その展開が注目されている。

講演では、ダイエット、テロリズムに対する恐怖など様々な例を用いつつ、リバタリアン・パターナリズムが撞着語法ではなく、ありうる選択肢の一つであることが強調された。





リバタリアン・パターナリズムについては、4名のコメンテータから様々な意見が出されたが、それに対する応答としてサンスティーン教授は、デフォルト・ルールを提示する政府も責任を負うこと、信教の自由の保障に関してデフォルト・ルールを用いることが許されないのは確かであること、政府の提案方法において競争原理を入れることは望ましく、その意味でリバタリアン・パターナリズムは市場の役割を認めるものであること等を指摘した。

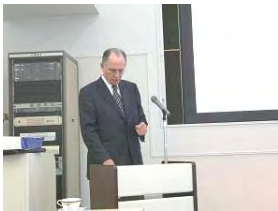
\* \* \* \* \*

## 平成20年度 第3回 国際ワークショップ

### クラウス・J・ホプト教授 講演会

法と倫理——受託者概念と取締役および弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家の倫理的行動を求める声  
Law and Ethics - The Concept of the Fiduciary or Trustee and the Call for Ethical Behavior of Board Members and Professionals like Lawyers, Auditors and Advisors"

日 時：平成20年9月12日（金）10:30～11:30  
場 所：芝蘭会館別館 研修室



【概要】本ワークショップにおいては、マックス・プランク外国私法および国際私法研究所長であるクラウス・J・ホプト氏が、法と倫理というテーマの一環として、企業活動の倫理的側面をめぐる問題について講演を行った。その概要は次の通りである。

(1)「尊敬すべき商人」のイメージが伝統的に定着していたドイツでも、取締役が膨大な額の報酬を受け取るようになるなど、利益を全ての物事の尺度とする利益最大化の概念が、企業の取締役の活動や銀行家、金融商品取引業者、弁護士などの専門家の活動を導くようになってきている。そして、利益最大化のため、賃金の切り下げ、職や工場の海外移転、環境における損害の原因を外部に帰することなどを企業が行っているという批判が現在これまでに高まっており、利益最大化概念の問題は、倫理的な次元におけるのみならず法的な問題にもなっている。(2) ドイツを含む大陸法においては、取締役や専門家の利益相反取引に関する立法や判例は伝統的に少なかったが、歴史的経緯から取締役を一般的に会社の「受託者」として扱い、会社の取締役を受託者の義務を課す英米法の考え方がヨーロッパにも広がった。(3)この問題に取り組むため、まず、人間に利己心の追求それ自体を禁止することは困難であるが、取締役による隠れた自己利益追求のいくつかには、*duty of loyalty* または *Treuepflicht* の名のもとで法的制約が課されている。例えば、自分の会社との競業、会社の機会の奪取、職業上の秘密の濫用とインサイダー取引などである。ただ、高額化しているといわれる取締役らの報酬の問題については、自己利益の隠れた追求の禁止の要請が同様に働くが、報酬が原則として市場での自由な交渉によって決定されなければならないという点で特別の考慮を要する。(4) (3)で検討されたものよりも複雑な問題として、利益最大化概念（株主価値の概念）と、企業の社会的責任概念が両立するかという問題がある。理論的には二つの概念は両立し得ないと考えられてきたが、実際的には、この二つの概念は両立し得る。企業は経済的圧力だけでなく社会的政治的圧力にもさらされており、賃金を不当に削ったり環境への損害に注意を払わなかったりすれば、長期的に見ればそのコストを負担することになるため、企業は、長期的利益を考慮し、労働問題や環境問題に取り組まずにはいられないと考えられるのである。長期的利益の考慮によって決着のつかない問題は、予め基本的決定を行い、そこから演繹的に答えを出すことによってではなく、利益

の衝突を事案ごとに慎重に分析することによって解決されなければならない。(5) 取締役らの倫理的行動を規律する法的戦略としては、最も自由や競争に介入せず、また法と倫理を架橋する円滑かつ民主的な方法と思われる開示、とりわけ特定の行為をしているか否かの開示が考えられる。ただし、ドイツにおける取締役の個別報酬の開示のように、「開示せよ、さもなくば説明せよ」が機能しない場合——取締役に自主的な遵守を期待できない場合がある——に、法によって強制された例もある。法による倫理的に望ましい行動の義務づけよりも穏当な手段として、利害関係人の承認を得ることを法によって要求する同意戦略が考えられる。

## 平成20年度 第4回 国際ワークショップ

### ラインハルト・ツィンマーマン教授 講演会

ヨーロッパ契約法

日 時：平成20年11月1日（土）14:00～18:00  
場 所：京都大学法経本館4階 大会議室

【概要】本講演は、ヨーロッパ契約法の統一について、多様な角度から概観を提供するものである。

まず、ヨーロッパ契約法の統一の背景として、契約法が他の民法領域に比べて国際的な性格を有していることと、共通の歴史的・哲学的基盤を有することが指摘された。

次に、統一が様々なレベルに亘ることが説明された。すなわち、①法学教育における共通の知的基盤であるユース・コムーネ、②PECL（ヨーロッパ契約法原則）に代表されるヨーロッパ契約法の「リステイトメント」としての学術的プロジェクト、③ユニドロワ国際商事契約原則や CISG（ウィーン国際動産売買条約）といった「グローバルゼーション」の影響、④フランス破産院の動向やドイツ債務法改正に見られる、ヨーロッパにおける法発展の収束、⑤伝統的な私法の領域における20に近いEC指令による統一、⑥ヨーロッパ司法裁判所による限定的かつ部分的な統一、⑦EU委員会の活動である。

このうち、EU委員会の活動については、Christian von Bar を議長とするヨーロッパ民法典のスタディ・グループ、現行EC私法に関するヨーロッパ研究グループ（アキ・グループ）、現行の8つの指令の見直しを基礎として新たな消費者法指令を準備する動きの3つが説明された。

つづいて、将来への展望として、以下のような提言が行われた。①大学教授については、法学教育や法律文献の執筆にあたって、PECL などを用いることによってヨーロッパ法に言及すべきである。②裁判官については、国内法をヨーロッパ法と統一的に解釈することが期待される。③立法者については、ヨーロッパ委員会の活動には透明性が欠けているし、仮に選択できる法典の編纂を試みているのだとすれば、そのような必要性は認められない。EU委員会は、指令という手段による最低限の統一を求めるべきである。たしかに、消費者契約法の分野における指令は混乱しているが、これに対しては、消費者に関するアキの再整理と見直しを行うべきである。その際には、消費者契約法においても、契約自由が指導理念であり、私的自治を維持するために規制が行われることを銘記すべきである。

最後に、DCFR（ヨーロッパ私法共通参照草案）に対して、①一般条項と不明確な法概念の多用によって明確性を欠いている、②数多くの定義規定を置いているが、これは法典と教科書の区別を無視しているだけでなく、定義が明確ではないために法的安定性を欠く、③現時点ではコンセンサスが存在していない領域まで覆ってしまっている、④複数の規律が調整されないまま別個に規定されている、⑤消費者法のアキについてきちんとした見直





しが行われていないといった、厳しい批判が加えられた。

質疑応答においては、①ヨーロッパ域外における私法統一の可能性、②ヨーロッパ域内における私法統一の限界、とりわけDCFRが実質的に「ヨーロッパ民法典」編纂作業を行っているかに見えることへの評価、③ユース・コムーネの内容と機能、④契約自由の原則の沿革と限界、⑤消費者法を民法典に取り込むことへの評価などについて質問が行われ、活発な意見交換が行われた。

## 講演会

### 内田 貴 先生 講演会

#### 「民法改正作業のいま」

◇日 時：平成20年10月23日(木) 14:00~15:45

◇場 所：京都大学法経本館1階 第四教室



【概要】本講演は、現在行われつつある民法改正作業の状況を紹介し、その意義と展望を明らかにするものである。

まず、民法(債権法)改正検討委員会の概要が説明された。同委員会は、民法学者を中心に35名の委員で構成され、

実際に改正提案の作成に当たる5つの準備会を有する。各準備会は、3名の法学者と法務省の担当参事官1名及び講演者の5名で構成される。このように、同委員会は、法学者を中心に構成されているが、これは、債権法の改正が、国内の政策的要請を反映するだけでなく、歴史や比較法を踏まえて、国際的に通用する水準のものを作成する必要があるためである。

次に、債権法改正の理由が説明された。第一は、「市民のための民法」化として、現行民法典が、非専門家が読むことを想定しておらず、原則を規定するとともに、多くを解釈に委ねていることへの反省から、市民が法典を読めばルールを理解できるように改正するという方向性が示された。第二に、現代化として、契約のコンセプトや過失責任主義を例として、現行民法典が前提とする19世紀のヨーロッパで生成された法理論から脱却する必要性が示された。第三に、再法典化として、法典の外に出ている市民社会の基本的なルールを民法典に取り込んでいくという方針が示された。第四に、統一化への発信として、ヨーロッパの文化である民法典を継受し、一世紀にわたって発展させてきた我が国の経験を国際的な債権法の統一への動きに向けて発信していく可能性が示唆された。

以上のように、改正の目的は、現行法の弊害を是正するところにあるわけではない。そのため、実務家や研究者の一部からは、「実際の要求からかけ離れた改正であり、抽象論に過ぎない」という批判がある。しかし、現在、19世紀に成立し、我々の思考を規定している現行法のルールそのものが変革を迫られている。我々が民法という文化を受容したのであれば、適用されるべきルールは、民法典の中に規定されるべきである。本改正は、この目的に資するものである。

さらに、民法典の領域について、商法・消費者法・労働契約法などの隣接諸領域との区別は絶対的なものではなく、基本的なルールは民法に取り込む可能性があることが示された。

また、法典の構成について、パンデクテン方式だけではなく、多様な構成が有り得ることがヨーロッパ諸国の法典を例として示された。とりわけ、民法総則を残すかどうかについては考慮の余地があることが示された。

最後に、民法は基本法典であり、抽象的な「人」についての原則的な規定だけを置くべきだという考え方(小民法典主義)と、市民社会ないし取引社会の基本的なルールがわかるように包括的な法典を作るべきだとする考え方(大民法典主義)の対比が紹介され、多様な民法の在り方のなかから、我が国に適合的なもの

を選択していく必要性が強調されて、講演が締めくくられた。

研究会においては、「市民のための民法」について、「市民」とはどのような「人」を指すのか、「わかりやすさ」とはどのような意味か、といった質問が行われた。また、大民法典主義に関しては、実務で確立されたルールを民法典に取り込む際に原理レベルでの対立をどのように処理するのか、消費者法の特則を民法に取り込むには限界があるのではないか、といった疑問が呈示された。さらに、改正の間隔について質問があり、頻繁に改正されるものを民法典に取り込んでよいかどうか問われた。以上の諸点を中心として、研究会では、非常に活発な議論が行われ、盛会のうちに終了した。



## 部会研究会

### 平成20年度 第3・4回市場秩序形成部会研究会

◇日 時：平成20年6月21日(土) 10:30~13:00

場 所：京都大学法経本館4階 大会議室

◇日 時：平成20年7月5日(土) 10:30~17:00

場 所：京都大学法経北館3階 第11演習室

◇報告者：森本 滋 氏(京都大学大学院法学研究科教授)

岡村 忠生 氏(京都大学大学院法学研究科教授)

北村 雅史 氏(京都大学大学院法学研究科教授)

片木 晴彦 氏(広島大学大学院法務研究科教授)

中東 正文 氏(名古屋大学大学院法学研究科教授)

伊藤 靖史 氏(同志社大学法学部准教授)

【概要】平成20年6月21日および7月5日に、日本私法学会シンポジウムの準備会を兼ねて、平成20年度第3回および第4回市場秩序形成部会研究会が開催された。両回ともシンポジウムの報告予定者が、これまでの議論を踏まえて、それぞれの担当テーマ(序論、企業結合の形成過程、開示、子会社の少数株主保護、税制および買収防衛策の規律)について、現段階までの見解を取りまとめ報告することを目的とし、6月21日は報告予定者間の議論を中心に、7月5日は研究会の他の参加者からの意見をも広く募る形で行われた。若干の修正があるものの両回報告の内容が重複するため、まとめて概要を記すこととする。



序論として、森本滋教授(京都大学)より、結合企業法制に関連する学界および立法におけるこれまでの動向が報告された。

北村雅史教授(京都大学)からは、企業結合の形成過程に関する諸問題が報告された。まず、株式譲渡による支配関係の形成における少数株主保護にかかる立法論的課題として、金融商品取引法の適用がある会社については、現在の公開買付制度に強圧性的問題解決として追加応募機会提供制度を導入すべきこと、閉鎖的株式会社については支配株主に対する株式買取請求権を導入することが挙げられた。次に、少数株主の締め出しに関しては、対価が公正であれば締め出しが可能であるとする見解と、締め出しを正当化する事業目的が必要であるとする見解があるが、後者における正当な事業目的の内容については現在唱えられている正当な事業目的とそうでない場合の区別は、いずれも十分な説得力を持つに至っていないことを指摘した。大多数支配の場合の締め出しについては公開買付とリンクさせる方法とそうでない方法があり得るが、いずれにしても締め出しを認める場合には少数株主からの買取請求も認めるべきであると述べた。最後に、親会社の少数株主保護について、とりわけ子会社の基礎的変更等への親会社株主の関与の仕方として、一定の行為には親会社の株主総会決議を要求することや、親会

社株主が子会社の株主総会で議決権を行使することが考えられるが、迅速性を害するという問題点があることを指摘した。

片木晴彦教授(広島大学)は、企業結合と開示というテーマで、主に連結計算書による情報提供、及び関連当事者取引の開示の在り方を検討した。まず、前者について、現在は、連結計算書類の作成義務を負うのは金融商品取引法上、有価証券報告書の作成が義務づけられる大会社に限定されるが、少なくとも上場子会社を有する大会社については、連結計算書類の作成を免除する根拠が乏しいことを指摘した。また、後者については、連結計算書類の作成が義務づけられる会社においては、個別注記表に開示されるが、重要なものに限定されているため、子会社との事業上の取引が開示の対象となることはあまり多くないこと、具体的な取引条件も明かでないことが多いことが指摘された。少数株主の情報収集力の改善には、少数株主から請求があった場合に検査役に親会社に対する調査権限を付与すべきことが考えられると主張した。

伊藤靖史准教授(同志社大学)は、子会社の少数株主保護について、アメリカの現状として、親会社による子会社からの私的便益の収奪はある程度許容されていること、裁判所による介入も限定的であること、少数株主の締め出し局面については私的便益の収奪に抑制的な態度をとっていることを指摘した。そして、我が国の法制の立法論的検討の出発点として、独立当事者間取引基準の徹底により子会社の経済的独立性の確保をはかる江頭憲治郎教授の見解を紹介した上で、独立当事者間取引基準が妥当すべき根拠は十分に論証されているとはいえず、また市場その他の非法的規律等も考慮にいれれば、開示規制を充実した上で利害調整を当事者の合意に委ねる場合もあるのではないかと結論づけた。

岡村忠生教授(京都大学)は、企業結合と税法という観点から以下の通り報告した。所得課税の対象である所得は、個人の心理的満足であるが、それを数値化し、課税主体が課税者に課税ベースの算定を委ねるとき、課税者がその算定を歪曲することがあり得る。従って、客観的検証可能な形での課税ベースの算定が要請される(実現主義)。税法が客観的検証可能性を追求すれば、今度は、ロックイン効果による取引自体の歪曲、経済実質のない取引による税負担の回避という歪曲が生じる。企業結合に関する問題は、後者の歪曲として現れ、企業結合税制は、その対処と位置づけられる。企業結合は、課税の面で、支配会社と少数株主の間に利害衝突を生じさせる。企業間の經常取引による所得の振替は、結合企業に固有の問題ではない。独立当事者間取引基準は、独立した当事者間の取引においては課税前利益を増加させようとするインセンティブが税負担を減少させようとするインセンティブを超えている限りで税収増加という点から意味があるといえる。所得の振替に対する対処方法としては、ほかに、利益分割法、コストに基づく移転価格算定、さらに連結申告により課税単位を拡張し、結合企業を一つの納税者として把握することも考えられる。企業組織再編に税制が与える影響に関連して、現行法の問題点としては、適格要件が厳格で、金銭が対価として用いられると非適格になること、および組織再編に先だって行われる事前の公開買付と組織再編成が別々の行為として捉えられていることが挙げられる。さらに、企業結合外からM&Aを利用して欠損金額を持ち込もうとする行為は、少数株主と企業グループ全体との間で異なる経済的意義を持ちうるが、それを制限すべき根拠を問い直す必要がある。

中東正文教授(名古屋大学)は、企業結合法制と買収防衛策というテーマで、企業結合法制の不備を買収防衛策が補っているという点に注目し、現行法の検証を行った。企業結合法制における課題の一つは、支配株主による富の移転の防止である。買収防衛策は、敵対的な買収の文脈で富の移転を防ぐ機能を有している。企業買収に関する法制は、現在、会社法制と証券市場法制にまたがっているが、会社支配市場の実体法制は、エン

フォースメント、規制の首尾一貫性などの観点から会社法制が担うことが望ましい。現行法への改正提案としては、強圧的な買収からの株主の保護のために、公開買付け成立後の買付期間の延長、取引の公正さを確保するための事前規制、残存株主への株式買取請求権の付与が考えられる。また、対象会社の株主への必要な情報提供を実現するためには、敵対的買収に際して委任状争奪戦が行われるよう、買収者の議決権行使に制限を課すという仕組みが効果的である。また、株主名簿閲覧請求権に関する会社法125条3項3号は削除されるべきである。

質疑応答においては、独立当事者間取引基準の意義、子会社上場が行われる背景、特別決議による少数株主の締め出しの可否、税法における否認の運用状況などについて、活発な議論が行われた。なお、これらの研究会における議論を経て完成された報告者の論稿が、商事法務1849号(2008)に掲載されている。

\* \* \*

### 平成20年度 第5回市場秩序形成部会研究会

◇日時：平成20年9月26日(金)14:00~16:00

◇場所：京都大学法経本館4階 第1演習室

◇報告：松尾 陽(学術創成研究員)

「原意主義の民主政論的展開

—アメリカの法解釈方法論争の一断面—」

【概要】原意主義は、憲法は憲法制定時の意志ないし意味にしたがって解釈されるべきと主張し、主として1960年代に司法積極主義としてリベラルな価値を体現したといわれるウォーレン・コートの諸判決ないしその背後にあるといわれる「生ける憲法」の思想を批判して登場したアメリカの憲法解釈方法論の一つである。本報告は、原意主義をその最近の展開を含めて、民主政論的な観点から捉えなおし、また、1980年代後半からその議論が深化していると分析する。この展開を辿ることで、現代における民主政論の現在を見ていこうとするものである。



その登場背景からして原意主義は保守主義と政治的につながっており、裁判官の裁量の制約、立法府の判断の尊重を特質としていた。しかし、なぜ原意かという問題について深い考察を与えてこなかった。この点が強く批判されて、1980年代後半からこの問題が議論されてきた。なぜ原意かという問題について一つの解答を与えたのが、Bruce Ackermanの二元的民主政論、二元的民主政を徹底化させるKeith Whittingtonの原意主義であると報告者は整理した。

Ackermanの二元的民主政論は、憲法を制定し改正していく人民の決定を「創憲政治」、そこで出来た憲法枠組みの中で政策が生み出されていく政府の決定を「通常政治」と呼び、そのうえで、形式的な手続によらない実質的な憲法修正を認め、創憲政治の役割を大きく認めるのがその特徴となっている。従来の原意主義者が実質的な憲法修正を認めない点で大きく異なるのであるが、しかし、通常政治期における司法の役割を創憲政治によって産出された憲法枠組みを守る「保護主義者」として位置づけている点で、原意主義に位置づけられる。問題は二つの時期の区別根拠であるが、その論拠は、人民の熟慮が稀な時期にしか起こらないということ(熟慮の希少性)を前提にしつつ、現代人の幸福追求のあり方は政治参加に限定されるものではないということである。

Whittingtonは、Ackermanの二元的民主政の基本的枠組みを徹底しつつも、そこにおける、通常政治の役割の過小評価、司法の優越性を強く認めているという点を批判し、裁判所による「憲法解釈」に対して政治部門による「憲法構築」の重要性を説き、また、司法の優越性の相対化を図ろうとする。そこでは、原意主義と「生ける憲法」との調和が図られ、また、諸部



門が各々の部門の特性を生かして協働して憲法を実現していくということが説かれている。

本研究会では、立憲主義の意義、憲法定権力論、法解釈方法論と民主政論との関係、解釈学論的転回と法解釈方法との関係、Ackermanの実質的憲法修正論における憲法修正の瞬間の認定の問題とそこにおける司法の特権化の問題をめぐって、議論がなされた。

\* \* \*

#### 平成20年度 第4回エンフォースメント部会研究会

◇日時：平成20年11月14日(金) 14:00~16:00

◇場所：京都大学法経本館4階 第1演習室

◇報告：福重 さと子 (学術創成研究員)

「フランスにおける公物管理権の一般理論の成立  
—行政によるエンフォースメントの位置に関する一考察—」



【概要】本報告では、行政的なエンフォースメントの法的構造の一側面を明らかにするという観点から、公物管理権の性質に関するフランスの議論の紹介が行われた。フランスの議論では、公物管理権を所有権として性格づける所有権的学説と、公物管理権は所有権ではなく保管権ないし主権に由来する権能であるとする反

所有権的学説が対置されるが、前半では、これら両学説はいかなる点を争点としているのかが、後半では、議論の状況は現在どのようなになっているかが検討された。前半では、公物法理論の成立とともに成立し19世紀の間支配的であった反所有権的学説の意図が検討され、この学説によって、一方で、私人が所有権や物権などの何らかの権原を主張して公物に関する行政の決定に口出しすることが阻止され、他方で、行政の側も排他的権利を私人に与えることを阻止されたこととされ、このように、反所有権的学説は、公物に関する決定を行政に独占的に行わせるべきであると考えた立場であるとされた。後半では、20世紀に徐々に受け入れられた所有権的学説がいかなる射程を有するかが検討され、それによれば、第一に、この学説の提唱者であるモーリス・オーリウは、反所有権的学説のものとは異なる制度上の帰結を導こうとしたというよりは、同じ制度の説明の仕方を変えようとするだけにとどまっていたし、第二に、この学説を決定的なものとした1930年代の判例は、確かに、公物の利用者のうち特定の事業者に他の事業者との関係で独占を与えるという目的で行政が行動し得ると述べていたが、しかし、この判例の射程を判例の際問題であった公共輸送事業の領域以外に容易に拡大しようとする見解は見られず、したがって判例の射程は限定的に解されるべきではないかという見方が示された。

質疑応答においては、①フランスの学説が、リアリズム法学にみられるように所有権概念を用いるのではなく「権能の束」として捉えるということとせず、所有権概念を用いたことの意味は何であるかという質問がなされた。次に、②我が国の公物法理論における公所有権説と私所有権説の対立という分析枠組みを用いるとき、オーリウの所有権はどのように位置づけられるのか、民法上の所有権と性質の異なる所有権というならば、民事の裁判所において占有の訴えが認められることは整合的に説明できないのではないのではないかという点が指摘された。また、③この報告における議論がどのようなアクチュアリティをもつかが議論され、この問題について報告者は、民営化の流れの中で伝統的な反所有権的学説が再検討されている、なぜなら、経営を委ねられた民間企業が所有権的学説の下で抵当権を設定することを禁止され、それゆえ金融の道を断たれる結果となっている状況があるからであると述べた。

\* \* \*

#### 平成20年度 第3回社会秩序形成部会研究会

◇日時：平成20年12月19日(金) 14:00~16:00

◇場所：京都大学法経本館4階 第1演習室

◇報告：栗田 昌裕 (学術創成助教)

「著作権法における権利論の意義と射程—ドイツ法における「憲法による著作権の保障」を手掛かりとして—」

【概要】本報告は、ドイツ法における「憲法による著作権の保障」という考え方の展開を手掛かりとして、著作権法の領域における権利論の意義と射程を論じるものである。

まず、現行ドイツ著作権法の制定前の議論精神的な所有権論と社会的拘束の理論が紹介された。また、精神的な所有権論の採用を宣言し、補償請求権制度を示唆した連邦通常裁判所の判例が概観された。

次に、ドイツ連邦憲法裁判所の判例が紹介された。そこでは、「創作的給付から生じる財産的価値のある成果を私法規範により原則として著作者に割り当てることと、これを自分自身の責任で自由に処分できるという自由」が「基本権によって保障される著作権の核心」と措定され、排他権の制限は公共の利益によって正当化し得るが、補償請求権の制限はいかなる公共の利益によっても正当化し得ず、「強められた公共の利益」によってしか正当化し得ない、という判断枠組みが示された。

つづいて、以上の紹介をもとに、連邦憲法裁判所の判例理論は、前述した精神的な所有権論の立場を、①「著作者の著作物に対する無制限かつ排他的な支配権」としての著作権理解と、②著作権を自然権として正当化する点の両面において相対化するものであるという評価が示された。

第三に、このような相対化に直面した精神的な所有権論の側からの反論として、排他権は「正しい」価格を決定する最善の方法であるとか(トロラー)、あるいは著作者の著作物に対する支配は国家によって最大限の尊重を受けるべき個人の自由であるといった(ノルデマン)主張が紹介された。しかし、トロラーにおいては、すでに排他権の手段性が承認されているほか、両者ともに所与の前提を共有しない者に対しては強固な説得力を有するとは言えないものであった。

これに対して、第四に、憲法による著作権の保障という考え方を展開した、マウンツ、レック、クリューガー—ニールント、キルヒホフの主張が参照された。ここでは、排他権の制限と補償請求権の制限を階層化が維持されつつ、排他権の原則性が相対化されていく過程が描き出された。

以上の検討から、著作権法の領域における権利論の立場には、伝統的な「自然権論」だけではない多様なものが有り得ることが示された。

質疑応答においては、ドウォーキンという原理と政策との関係、ドイツに特有の法制度に依存した思考様式の限定、憲法解釈における財産権論一般との関係などについて活発な議論が行われた。



#### 調査旅行記

◇平成19年度研究員の井畑です。2008年3月の米国出張の際感じたことについて、学創通信の紙面をお借りして紹介することとなりました。そこで、私は、連邦機関での入館者管理(セキュリティチェック)の現状について簡単に紹介しようと思います。



今回の調査出張で、連邦取引委員会(FTC)、連邦議会図書館、連邦最高裁判所、そして連邦財務省造幣・印刷局を訪れる機会を得ました(なお、連邦最高裁判所へは、観光客として)。いずれの機関で

も、金属探知器等を用いたセキュリティチェックが行われていて、空港での飛行機搭乗前検査と同水準か、おそらくはそれ以上のものが行われていました。それ以上のものとは、金属探知器が、些細なものでも探知するレベル—ベルトのバックルは当然、上着のファスナやポケットにある数枚の硬貨でも分かってしまう—に設定されていた、と筆者が感じたことを意味します。IDカードを持たない入館者のほとんどに探知機が反応しますので、結局、入り口付近はかなりの混雑が生じます。FTCでは、時間を決めて担当者の方と会う予定でしたので、念のため、約束した時間の45分くらい前にFTC正面玄関に到着したところ、入館を果たすのに30分くらいかかりましたので、ちょうどいい具合となった次第です。

最後に、今回の調査出張を終えて反省の弁を。私は、インタビューに応じてくださった方々へのお土産(御礼)を持参しませんでした。単に、思いが至らなかったのです。このことがインタビューの成否に影響を与えたとは考えませんが、しかし、やはり、私のために尽くしてくださった労に対し、感謝の意を形としても表しておくべきでした。

(19年度研究員 井畑 陽平/平成20年3月記)

\* \*

◇ 筆者は2008年春、資料調査のために米国立公文書館(NARA)を訪問する機会を得ることができた。NARAが豊富な史料と経験豊かなアーキビストを揃えた一流の公文書館であることは、つとに知られている。実際に調査に臨み、その評判がまったく正しいことがよくわかった。所蔵資料の質・量やスタッフの有能さについてはすでに周知のことであるので、ここでは、調査をより効率的に行うことができるように提供されているサービスについて述べてみたい。



さて、NARAは、所蔵資料の量が増加してワシントンDCの本館が手狭になったため、DC近郊のメリーランド州カレッジパーク内に別館を開設している。日本人研究者が多く利用する第二次世界大戦後の国務省文書などは別館に所蔵されているため、別館で閲覧しなければならない。

ところがカレッジパーク周辺には宿泊施設が限られており、宿泊にあたってはDC中心部の方が都合がよい。そうすると、上述の別館までの交通手段が問題になる。DC近郊とはいえ、DC中心部からNARA別館までは車で50分程度かかるからである。この問題を解決してくれるのが、本館と別館の間で運行されているシャトルバスである。このバスは、午前8時から午後5時までの毎時0分に本館と別館のそれぞれから出発し、その間を移動するものである。本来職員用に提供されているものであるが、研究者も無料で利用することができる。これを利用することによって、DCに宿泊しながら、別館を容易に利用することができるのである。

シャトルバス以外の交通手段となると、地下鉄でカレッジパーク近くの駅で下車して路線バスに乗り換え、別館前のバス停まで乗車するルートがある。こちらは、料金がかかる上、開館時間に合わせて運行しているわけではないので、ロスが生じやすい。その点、シャトルバスは開館時間に合わせた運行を行っている。いつも開館時間からすぐに調査を始めることができたのも、このシャトルバスの存在があればこそであった。

シャトルバスは一例にすぎないが、このような有益なサービスの提供によって、全体として研究者の調査の効率性が高まり、研究者にとってNARAが利用しやすい公文書館になっている。さらにそのことが、(所蔵資料の質の高さと豊富な量とあいまって)世界からNARAに研究者を呼び寄せる結果をもたらし、さらには、アメリカ内外の歴史の解明を促進することにつながっているであろう。

振り返るとわが国でも、ごく最近になって、福田康夫首相〔当時〕の提唱により公文書管理が政治課題にのぼり、新たに設置された公文書管理の在り方等に関する有識者会議が、その具体的な内容について検討を進めているところである。検討にあたっては、

公文書管理の在り方の向上や熟練したアーキビストの育成は言うまでもないことだが、見落とされがちな利便性等についても十分踏み込んだ審議を行い、内容だけでなく利用のしやすさでもNARAに匹敵するような公文書館が整備されることを期待したい。(平成19年度研究員 城下 賢一/平成20年3月記)

## 活動記録 (対象期間:平成20年6月1日~平成20年12月31日)

平成20(2008)年

- 6月7日(土) 平成20年度 第2回国際ワークショップ  
~9日(月) Cass R. Sunstein 教授神戸レクチャー・セミナー
- 6月17日(火) 中間総括シンポに関する検討会(合宿)  
~18日(水)
- 6月18日(水) 平成20年度 第3回全体会議
- 6月21日(土) 平成20年度 第3回市場秩序形成部会研究会
- 7月5日(土) 平成20年度 第4回市場秩序形成部会研究会
- 7月26日(土) 平成20年度 第1回シンポジウム
- 7月30日(水) 平成20年度 第2回学術創成セミナー  
" 平成20年度第4回全体会議
- 9月12日(金) 平成20年度 第3回国際ワークショップ  
クラウス・J・ホプト教授講演会
- 9月26日(金) 平成20年度 第5回市場秩序形成部会研究会  
" 平成20年度 第5回全体会議
- 10月23日(木) 内田貴教授講演会・スタッフセミナー
- 11月1日(土) 平成20年度 第4回国際ワークショップ  
ラインハルト・ツィンマーマン教授講演会
- 11月7日(金) 平成20年度 第3回学術創成セミナー
- 11月14日(金) 平成20年度 第4回エンフォースメント部会研究会
- 11月19日(水) 平成20年度 第6回全体会議
- 12月11日(木) 平成20年度 第4回学術創成セミナー  
" 平成20年度 第7回全体会議
- 12月19日(金) 平成20年度 第3回社会秩序形成部会研究会

## 編集後記

年が明け2009年となり、「学術創成研究通信」も無事、第4号の発行の運びとなりました。本号掲載の活動記録は、平成20年6月から平成21年1月末日となっております。また、今号には、19年度研究員の米国出張の旅行記をようやく掲載することができました。彼らの顔が懐かしく思い出されると同時に、季節の移り変わりの早さに驚きます。

支援室もセミナーや研究会に加え、国際シンポジウムの開催も回を重ねるなか、初心を忘れることのないようにと一層気を引き締めていきたいと思えます。

本年も、よろしくお願ひ申し上げます。



学術創成研究通信 第4号  
平成21年1月31日発行  
科学研究費補助金・学術創成研究費  
ポスト構造改革における  
市場と社会の新たな秩序形成  
—自由と共同性の法システム—  
研究代表者:川濱 昇

発行者:川濱 昇  
編集・製作:学術創成研究支援室  
連絡先:学術創成研究支援室  
〒606-8501 京都市左京区吉田本町  
京都大学大学院法学研究科  
Tel/Fax 075-753-3204  
gakuso@mbox.kudpc.kyoto-u.ac.jp  
http://kaken.law.kyoto-u.ac.jp/gakuso/

